

みんなで支え合う



国民健康保険

社会保険への被扶養者認定手続きをお勧めします

現在、国保に加入されている方で、

世帯の中に勤務先の社会保険に加入する方がある場合、次の基準に該当する方として加入できることがあります。該当する方には、被扶養者認定の手続きをお勧めします。

ただし、勤務先の社会保険によつては扶養の認定基準が異なる場合も

ありますので、あらかじめ勤務先での確認をお願いします。

★社会保険等の被扶養者と認定される基準は…

- ・主として社会保険に加入されている方の収入により生計を維持されている親族
- ・60歳未満の方は年間収入が130万円未満であること
- ・60歳以上の方、もしくは厚生年金保険法による障害年金等の受給をされている場合は年間収入が180万円未満であること

国保特定健診の集団健診がはじまります。年に一度の健診で身体をチェックしましょう！



・社会保険に加入されている方の年間収入の2分の1未満であること

※年金・失業等給付も年間収入の対象となります。

★社会保険等の扶養になった時の利点は…

国保は被保険者の人数によって保険税が増減しますが、社会保険は新たに被扶養者が増えてもこれまでの保険料が増えることはありません。

★社会保険等の被扶養者に認定されたら…

国保の喪失手続きが必要になります。

新しく被扶養者と認定された健康保険証

・印鑑（スタンプ式でないもの）
を「ご持参のうえ、役場住民課保険年金担当へ届け出してください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎ (52) 6571 有線(5) 7784

国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください！

國 民 年 金

からのお知らせ



③学生納付特例

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

申請の手続きは、草津年金事務所国民年金課、または役場住民課で行つてください。

原則7月から翌年の6月までです。申請料の一部が免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）になる方は、免除に該当しなかつた部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

①保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年の6月までです。

※保険料の一部が免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）になる方は、免除に該当しなかつた部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

②若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年の6月までです。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課

☎ (52) 6571 有線(5) 7784